

【4】 結論

[1] 「はじめに」で述べたように、今まで調査してきた結果に基づきながら、本稿は原始仏教聖典の記す雨安居地と、アッタカターなどに記される雨安居地伝承の双方を検証して、雨安居地伝承の資料的価値を確定することを目指したものであった。そしてその結論は、端的に言えばこの雨安居地伝承は信頼するに足りないということである。

その理由は、釈尊の伝記を明らかにするための最も信頼すべき資料は原始仏教聖典の記述であり、アッタカターなどに記された記事ではないということを前提にすれば、

- (1) 原始仏教聖典に記述されている釈尊の雨安居地の中で、雨安居地伝承にあがらないものがあるということ、
- (2) 逆に雨安居地伝承にあがる地名には、原始仏教聖典において確認できないものがあるということ、
- (3) 雨安居地伝承に示される雨安居地の年次を、原始仏教聖典の情報によって検証してみると齟齬があること、
- (4) 21年以降をすべて舎衛城とすることなど、原始仏教聖典から我々が知りうるさまざまな情報を照らし合わせてみると、状況的に雨安居地伝承は信じるに足りないこと、というようなことが考えられる。

[2] そしてこれも「はじめに」において述べたことであるが、この雨安居地伝承の資料的価値を確定するための最も有効な論拠は、この雨安居地伝承が「どのような史料をもとに」作られたかということを知ることである。そして筆者が見出し得た、その史料として考えられるものの一つは、釈尊の成道21年ころに釈尊によって阿難が侍者に選ばれる以前に、数名の侍者があったとしてその名があげられる伝承であり、それらの阿難以前の侍者が登場する経の説処が成道後20年間の雨安居地に措定されたのではないかということであった。

この仮説は雨安居地伝承の成道後20年間にあがる幾つかの地名にしか有効ではないが、それらの侍者を「阿難以前の侍者」と規定しているのがこれまた雨安居地伝承と同じくアッタカターや『大智度論』などの第4次水準の資料であり⁽¹⁾、原始仏教聖典によってそれらの侍者が登場する記事を調査すると、それらの侍者が阿難とともに登場していたり（サーガタ、ウパヴァーナのケース）、阿難以前の侍者の一人であるナーガサマラが登場するのが釈尊の最晩年の記事であったりするため（【論文12】 - 【3】 - [1-1]）、「阿難以前の侍者」の伝承をもって雨安居地伝承を根拠づけることは、かえって雨安居地伝承の資料的価値を引き下げるであろう。

(1) 森 章司「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究の目的と方法論」本モノグラフ【1】【論文1】 p.71

[3] そしてまた、この雨安居地伝承の資料的価値を確定するためのもう一つの有効な論拠は、この伝承がいつころ、誰によって、あるいはどの部派によって作られたかということをも明らかにすることである。これを伝える主要な伝承はパーリのアッタカターであるから、この伝承は南方上座部によって形成されたと考えられるけれども、これがパーリ聖典のもつ

情報と明らかな齟齬を有する以上、素直にこのように考えることは許されない。したがって少なくともアッタカターの伝承は、パーリ聖典が現行の形に定まった以後に、他部派によって作られた伝承を受け入れたものと考えざるを得ないであろう。

雨安居地伝承が南伝上座部以外の部派が作り出しことを示すもっとも端的な証拠は、マンクラ山であろう。雨安居地伝承はアッタカターのものも『僧伽羅刹所集経』のものも両者一致してこれを第6年とし、『八大霊塔名号経』と『プトン』も1回数えているにもかかわらず、パーリ聖典には一度も言及されない地である。マンクラ山を説処とする経は、ナーガパーラと関わる『雑阿含経』1230、『別訳雑阿含経』319、『十誦律』「波夜提066」、『鼻奈耶』、『根本有部律』「雑事」（【論文12】【3】- [1-3]）とラーダに関わる『雑阿含経』111~129に見られるが、ラーダが登場するパーリ資料は、説処をすべて舎衛城にするか、もしくは説処を欠き（【論文12】【3】- [5]）、ナーガパーラのパーリ聖典における名前はナーガサマーラであるが、この侍者はパーリ聖典ではヴェーサーリーとコーサラにおいて登場するのみである。南方上座部は他部派の伝えた雨安居地伝承を後からアッタカターにおいて採用したために、自らの伝える聖典にマンクラ山は一度も言及されないにもかかわらず、アッタカターの雨安居地伝承にはマンクラ山があがっているという事態が生じたと考えるほかはない。

では雨安居地伝承を作り出したのはいずれの部派であろうか。これについて明確な結論は導き出すことは困難であるが、一応の考察を加えておきたい。

まずマンクラ山を説処とする資料を有する部派が雨安居地伝承を作り出した部派として有力な候補になる。候補ではあるがしかし、必ずこの中に雨安居地伝承を作り出した部派があるというわけでもない。

また本論末の付表2と3を見ると以下のようなことがわかる。雨安居地伝承と矛盾する情報を一切有していない聖典を伝えた部派が、雨安居地伝承を作り出した部派ではないかという仮説は成り立つであろうが、そのような聖典は表からすればAN、『長阿含経』、『別訳雑阿含経』である。ANは南方上座部の聖典であるから除外しなければならない。次に法蔵部も除外される。『四分律』に矛盾する記事があるから、『長阿含』にはたまたま矛盾する情報がないのであろう。残るは所属部派のよくわからない『別訳雑阿含経』ということになる。

しかしながらこのような方法論では、雨安居地伝承を作り出した部派を間違いなく特定することはできないであろう。なぜなら我々の収集した聖典中の釈尊雨安居記事は、それを雨安居記事と見なす根拠が有力なものとしてあるし、また雨安居地伝承を作り出した部派がその自らが伝える聖典との矛盾をすべて回避するとは限らないからである。筆者はかつて、『根本有部律』には雨安居地伝承と調和させるために、改変を加えられた痕跡があるという仮説を論じたが⁽¹⁾、たといそれが正鵠を射ているとしても、根本説一切有部が雨安居地伝承を作り出したということにはならない。また雨安居地伝承自体、アッタカターの所伝と『僧伽羅刹所集経』で細部に差異があることからオリジナルではありえない。たとえば第10年がパーリレツヤカと「枝提山」とで異なることは、『十誦律』「俱舎弥法」の記事は『僧伽羅刹所集経』と一致し、パーリレツヤカとするのは南伝上座部の所伝と調和するので、雨安居地伝承も部派に採用された時にその部派なりの改変を受けているのではない

かと考えられる。

雨安居地伝承を作り出した部派の特定は以上のような理由で不可能とせざるを得ないが、冒頭で目指した最終結論、すなわち、パーリ・漢訳の原始仏教聖典を第一次資料として釈尊伝を再構成しようとする我々にとって、雨安居地伝承は依拠すべき資料ではないことはすでに明確になったと思われる。

- (1) 岩井昌悟「根本有部律に見る雨安居地伝承の影響」『佛教学』第46号(2004年) pp.141～158を参照のこと。なお、『根本有部律』が雨安居地伝承と調和する事例として、第14年祇園精舎、第15年カピラヴァットゥという時系列も挙げられる。多くの資料は浄飯が釈尊の帰郷を促すためにウダーイを使者として派遣する先を王舎城とするが、『根本有部律』はそれを舎衛城とする。【資料集3】 pp.160～163